

公 示 送 達

下記の書類は、送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2第1項の規定により公示送達します。下記の書類については、法第20条の2第2項の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合長（管理課）が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付しますので、受領してください。

なお、法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、下記の書類の送達があったものとみなします。

令和8年8月10日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 臂 泰雄



記

No.	名 称	氏 名
1	令和8年度 後期高齢者医療保険料額 決定通知書 令和8年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書兼特別徴収開始通知書	鈴木 たえ子
2	令和8年度 後期高齢者医療保険料額 決定通知書 令和8年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書兼特別徴収開始通知書	竹谷 泰幸
3	令和8年度 後期高齢者医療保険料額 決定通知書 令和8年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書兼特別徴収開始通知書	住吉 敏男